

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握
及び適切な支援のための方策等について

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、地域で亡くなられた事に近隣の方々が気づかず、相当日数を経過してから発見されるという、いわゆる「孤立死」という大変痛ましい事案が発生しています。

従来、多くの自治体では「孤立死」防止対策の主な支援対象としては、高齢者のみの世帯、高齢あるいは障害単身世帯に重点を置いた施策を実施してきたところです。

しかしながら昨今の孤立死事案を見てみると、世帯内の生計中心者（もしくは介護者）の急逝により、その援助を受けていた方も死に至った事案や、30代、40代の家族が同居しているにもかかわらず、家族全員が死に至っている事案など、上記のような世帯に限らず発生しています。

このような実態を踏まえ、地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援を行うにあたっては、次の点に留意し、地域の実情に応じて、より有効と考えられる方策等を積極的に推進されるようお願いいたします。

なお、本通知については、厚生労働省健康局水道課、資源エネルギー庁、消費者庁と協議済みであることを申し添えます。

1 地域において支援を必要とする者の把握のための関係部局・機関との連絡・連携体制の強化の徹底について

別添1-1～別添1-6のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知。以下「局長通知」という。）をはじめ、

- ・「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課長通知）
- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関

等との連携体制の強化の徹底について」(平成 24 年 3 月 2 日社援地発 0302 第 1 号社会・援護局地域福祉課長通知: 社会福祉法人全国社会福祉協議会会長宛)

- ・「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成 24 年 3 月 2 日雇児育発 0302 第 1 号、社援地発 0302 第 2 号雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長連名通知: 全国民生委員児童委員連合会会長宛)
- ・「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成 24 年 3 月 8 日老振発 0308 第 2 号老健局振興課長通知)
- ・「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について」(平成 24 年 3 月 8 日老振発 0308 号第 3 号老健局振興課長通知: 財団法人全国老人クラブ連合会会長宛)
が発出され、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築、地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約される体制の構築等を依頼しているところであるので参照されたい。

2 個人情報取扱い

福祉部局との連携に際しては、特にライフライン関係事業者の協力が重要となるが、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)との関係から情報提供に躊躇されているのではないかと指摘がある。

このようなことから、今般当職より、個人情報保護法を所管する消費者庁(各事業、分野については各事業所管省庁が担当)、電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁、及び水道事業を所管する健康局水道課等に対して、民間事業者に適用される個人情報保護法においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人情報の利用・個人データの提供が可能とされている(第 16 条〔利用目的による制限〕、第 23 条〔第三者提供の制限〕)点について確認を行ったところである。

なお、それぞれの事業を所管する省庁の主務大臣は個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関する助言等を行うことができるとされている。

ライフライン関係事業者への通知については、別添 2-1～別添 2-3のとおり、水道事業

を所管する健康局水道課から、

「福祉部局との十分な連絡・連携体制の構築について」(平成 24 年 5 月 9 日健水発 0509 第 1 号健康局水道課長通知)が、

電気・ガス事業を所管する資源エネルギー庁から、

「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成 24 年 4 月 3 日経済産業

省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長、ガス市場整備課長
及び長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）通知）

が発出され、あらためて個人情報取扱事業者である水道・電気・ガス事業者に対して、個人情報保護法第16条（利用目的による制限）及び第23条（第三者提供の制限）は、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合はこれらの制限は適用除外となり、あらかじめ本人の同意を得なくてもよいとされていることに留意すること、また、地方公共団体である水道事業者に対しては、条例に上記内容と同様の規定がある場合においてそれに該当するときは、当該規定を適用するよう助言等がなされたところである。

なお、自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各自治体が自ら定めた条例によることとされ、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定、平成20年4月25日一部変更）においては、「いわゆる『過剰反応』が一部に見られることを踏まえ、地方公共団体においても、法の趣旨にのっとり、条例の適切な解釈・運用を行うことが求められる。」とされているので合わせて参考とされたい。（別添2-3「個人情報の適切な共有について」平成24年4月26日付消費者庁消費者制度課個人情報保護推進室事務連絡参照）

地方自治体の福祉担当部局におかれては、以上のことを参考とし、事業者や民生委員等から得られる、地域において支援を必要とする者（生活に困窮された方）の情報が着実に必要な支援につながるよう、こうした情報を一元的に受け止め、必要な支援に結びつける体制を構築されるとともに、事業者と福祉関係部局との連携についても特段のご配慮をいただくよう改めてお願いする。

また、今後も、事業者と福祉関係部局との連携について、個別具体的な事例の運用や解釈等について判断に苦慮する場合は相談されたい。

3 孤立死対策等に有効な取組みを行っている自治体の事例について

今般、孤立死対策の推進・強化に資するため、孤立死対策等に有効と考えられる取組みを行っている自治体の事例を収集したので情報提供する。

これらの取組みも参考に、孤立死対策の更なる推進・強化について検討されたい。

（1）行政による分野横断的・総合的な取組みの例

- ① 北海道南富良野町の「地域包括支援ネットワーク強化推進事業」の主な取組み：別添3-1のとおり
- ② 秋田県湯沢市の「安心生活創造事業」及び「地域包括ケア推進事業」の取組み：別添3-2のとおり
- ③ 埼玉県行田市の「安心生活創造事業」による総合相談体制の整備と市内全自治会での要援護者マップ作り及び孤立死防止のための民間事業者等との地域安心ネットワーク会議開催の取組み：別添3-3のとおり

(2) 行政とライフライン事業者等との連携の例

- ① 栃木県大田原市の「安心生活創造事業」による水道検針員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者と連携した見守りの取組み：別添 3-4 のとおり
- ② 千葉県市川市と東京電力株式会社京葉支社との連携協定の事例：別添 3-5 のとおり

(3) 地域住民のコミュニティ・ネットワークも活用した総合的な取組み例

- ① 神奈川県横浜市「安心生活創造事業」公田町団地（UR 賃貸住宅）の見守り活動の取組み：別添 3-6 のとおり
- ② 福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク事業」の取組み：別添 3-7 のとおり

4 孤立死事案の検証状況について

今般、札幌市、さいたま市、立川市で発生した孤立死の事案に関し、各市町村から検証状況を聴取し、別添 4-1～別添 4-3 のとおりまとめたので参考にされたい。

5 地域福祉等推進特別支援事業及び安心生活創造事業の活用について

孤立死防止に有効と考えられる取組みを実施する場合、必要な経費については「セーフティネット支援対策等事業費補助金」の中の「地域福祉等推進特別支援事業」の対象とすることが可能であり優先的に採択する予定であるので、積極的な活用を検討されたい。

<取組みの例>

- ・ 支援が必要な方の把握や要支援者マップ等の作成、訪問や電話による安否確認やサロンの設置
- ・ 地域の孤立死を防止するための地域ネットワークシステムの構築等

また、先述の「3」で紹介した自治体の事例のうち「安心生活創造事業」については、平成 24 年度新たに取り組む市町村に対して 2 年間を限度として国庫補助（定額 10/10 相当、原則上限 1,000 万円程度）を行うこととしているので、この事業の活用についても検討されたい。

なお詳細については、平成 24 年 3 月 1 日開催の全国社会・援護局関係主管課長会議資料（社会・援護局 地域福祉課 消費生活協同組合業務室）「1 地域福祉の推進について」、及び「セーフティネット支援対策等事業費の国庫補助について」（平成 24 年 4 月 5 日厚生労働省発社援 0405 第 9 号）及び「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成 24 年 4 月 5 日社援発 0405 第 3 号）を参考にされたい。

(参考)

個人情報保護に関する法律（平成一五年法律第五十七号）抄

(利用目的による制限)

第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 (略)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(第三者提供の制限)

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一 (略)

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三・四 (略)

(報告の徴取)

第三十二条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し報告をさせることができる。

(助言)

第三十三条 主務大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、個人情報取扱事業者に対し、個人情報の取扱いに関し必要な助言をすることができる。

(勧告及び命令)

第三十四条 主務大臣は、個人情報取扱事業者が第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十七条まで又は第三十条第二項の規定に違反した場合において個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 主務大臣は、前項の規定による勧告を受けた個人情報取扱事業者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において個人の重大な権利利益の侵害が切迫していると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 主務大臣は、前二項の規定にかかわらず、個人情報取扱事業者が第十六条、第十七条、第二十条から第二十二条まで又は第二十三条第一項の規定に違反した場合において個人の重大な権利利益を害する事実があるため緊急に措置をとる必要があると認めるときは、当該個人情報取扱事業者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

社援発 0 2 2 3 第 3 号
平成 2 4 年 2 月 2 3 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について

従来より、「要保護者の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化について」(平成13年3月30日社援保発第27号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知)にて通知しているとおり、生活に困窮された方に関する情報が、地方自治体の福祉担当部局の窓口につながるよう、関係部局、機関等との連絡・連携体制について強化を図り、生活に困窮された方の把握や必要な支援に努めるようお願いしてきたところである。

今般、生活に困窮された方が公共料金等を滞納し電気・ガス等の供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が発生している。また、一部の地方自治体においては、関係部局・機関(民生委員を含む)等との連絡・連携体制が十分に図られていない実態も見受けられる。

このような実態を踏まえ、生活に困窮された方に関する情報を地方自治体の福祉担当部局が適切に収集する観点から、改めて管内における電気・ガス等の事業者等との連絡・連携体制の実態を把握した上で、「福祉部局との連携等に係る協力について」(平成14年4月23日資源エネルギー庁関係課長通知)に留意し事業者等と連携を強化されたい。

なお、その際は事業者や民生委員等から得られる生活に困窮された方の情報が着実に必要な支援につながるよう、地方自治体の福祉担当部局にこうした情報を一元的に受け止める体制を構築されたい。こうした情報を得た地方自治体の福祉担当部局は、民生委員等と連携の上、必要に応じて、生活に困窮された方に対する訪問、電話かけ等を行い、安否、健康状態の確認を行うなど適切な支援を実施されたい。

今後、事業者と福祉関係部局との連携がより円滑に行われるようにするための方策について、検討することとしているのでご了知されたい。

なお、本通知については、資源エネルギー庁と協議済みであることを念のため申し添える。

障障発 0 2 2 7 第 1 号

平成 2 4 年 2 月 2 7 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課長

地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について

今般、障害児・者等が孤立した状態で死亡するという大変痛ましい事案が複数発生し、
については、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との
連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 2 4 年 2 月 2 3 日付 社援発 0 2 2 3 第
3 号 社会・援護局長通知）が発出されたところである。

同通知を踏まえ、障害保健福祉担当部局においても、地域において見守りや相談支援
等を必要とする障害児・者について、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、障害
児・者関係団体、民生委員等と連携の下、把握に努めるとともに、他の福祉担当部局と
情報を共有する体制を構築されたい。

また、相談支援事業者、障害児・者関係団体、民生委員等と連携し、必要に応じ、訪
問、電話かけ等を行い、必要な障害福祉サービスの利用に向けた相談支援や安否、健康
状態の確認などの見守りなど適切な支援を実施されたい。

その際、地域において見守りや相談支援を必要とするか否かの判断に当たっては、家
族が同居している場合であっても、生活困窮の状況や障害福祉サービスの利用の有無、
転居の状況等を踏まえた地域社会との関わりの状況などを勘案して、対応されたい。

社援地発 0302 第 1 号
平成 24 年 3 月 2 日

社会福祉法人全国社会福祉協議会会長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための
関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した
状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところ
です。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の
把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底に
ついて」（平成 24 年 2 月 23 日社援発 0223 第 3 号社会・援護局
長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び
適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底につ
いて」（平成 24 年 2 月 27 日障障発 0227 第 1 号社会・援護局
障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域
における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼している
ところです。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、
社会福祉協議会におかれても、日常的な見守り活動の中で、生活に
困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の
福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと考
えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解
いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みに
ご協力いただくよう周知をお願いいたします。

雇児育発0302第1号
社援地発0302第2号
平成24年3月2日

全国民生委員児童委員連合会会長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

社会・援護局地域福祉課長

地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための
関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した
状態で亡くられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握
のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
（平成24年2月23日社援発0223第3号社会・援護局長通知）
及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援
のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
（平成24年2月27日障障発0227第1号社会・援護局障害福祉課
長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域に
おける情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところ
です。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、
民生委員児童委員におかれても、日常的な見守り活動の中で、生活に
困窮された方の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の
福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと
考えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解
いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力
いただくよう周知をお願いいたします。

老振発 0 3 0 8 第 2 号
平成 2 4 年 3 月 8 日

各都道府県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局振興課長

地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 2 4 年 2 月 2 3 日社援発 0 2 2 3 第 3 号社会・援護局長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成 2 4 年 2 月 2 7 日障障発 0 2 2 7 第 1 号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところです。

各地域包括支援センターにおきましては、別添の通知の趣旨を踏まえ、孤立のおそれがある高齢者や生活に困窮された高齢者等、支援を必要とする高齢者を把握し、適切な支援へつなぐ等、センターで実施することとされている業務について、適切に実施していただくよう、あらためてお願いするものです。

また、都道府県におかれては、管内の市区町村を通じ、各地域包括支援センターに対して、上記の内容及び別添の通知について周知していただきますようお願いいたします。

なお、岩手県、宮城県、福島県におかれては、地域包括支援センターが仮設住宅における介護等のサポート拠点と連携して、仮設住宅における高齢者等に対する適切な支援を実施できるよう、サポート拠点に対しても別添の通知が周知されるよう、管内の市区町村に対して周知して頂きますようお願いいたします。

老振発 0308 第 3 号
平成 24 年 3 月 8 日

財団法人全国老人クラブ連合会会長 殿

厚生労働省老健局振興課長

地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）

日頃より厚生労働行政の推進にご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が発生しているところです。

このような実態を踏まえ、別添のとおり、「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」（平成 24 年 2 月 23 日社援発 0223 第 3 号社会・援護局長通知）及び「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」（平成 24 年 2 月 27 日障障発 0227 第 1 号社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）が発出されました。

これらの通知では、各市町村に対し、関係機関との連携により地域における情報の共有や見守り体制の構築等を行うよう依頼しているところです。

地方自治体の福祉担当部局に必要な情報が適切に集約されるよう、各老人クラブにおかれましても、地域支え合い事業や友愛活動による見守り活動等を通じて、孤立のおそれがある高齢者や生活に困窮された高齢者等の情報が得られれば、これを速やかに地方自治体の福祉担当部局に報告する等、行政との一層の連携をお願いしたいと考えています。

つきましては、貴団体においてこれらの通知の趣旨についてご理解いただくとともに、管下の団体に対して各市町村等の取り組みにご協力いただくよう周知をお願いいたします。

(通知先・発出名は裏面のとおりに)

平成 24 年 4 月 3 日

殿

資源エネルギー庁 部
課長

福祉部局との連携等に係る協力について

今般、生活に困窮され亡くなった方が公共料金等を滞納し供給が止められた状態で発見されるという大変痛ましい事案が新聞等で報道されております。

貴〇〇におかれましては、これまでも、生活困窮者と把握できた場合には、料金未払いによる供給停止に関し柔軟な対応を行うとともに、プライバシー保護に配慮しつつ、福祉部局等との連携を行っていただいているものと認識しております。

一方、福祉部局等との連携の際に、個人情報保護法との関係から福祉部局等への情報提供について躊躇されているのではないかとの指摘も聞いております。

個人情報保護法第 16 条（利用目的による制限）及び同法第 23 条（第三者提供の制限）においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は適用除外となり、本人の同意を得なくともよいとされています。こうしたことに留意した上で、引き続き、福祉部局等との十分な連携等について協力して頂くようお願い申し上げます。

（参考）

「福祉部局との連携等に係る協力について」（平成 14 年 4 月 23 日付け 課長通知）

事 務 連 絡
平成 24 年 4 月 26 日

都道府県・政令指定都市
消費者行政担当課 御中
個人情報保護法担当課

消費者庁消費者制度課
個人情報保護推進室

個人情報の適切な共有について

平素より個人情報保護施策の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、生活に困窮された方や障害児・者等が地域で孤立した状態で亡くなられるという大変痛ましい事案が複数発生しており、関係省庁から関係機関等の連携体制の強化等を依頼する通知（別紙参照）が発出されております。

個人情報取扱事業者の義務等を定める「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号。以下「法」という。）においては、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」に該当する場合は、あらかじめ本人の同意を得なくても個人データの提供が可能とされております（法第 23 条第 1 項第 2 号）。

また、地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、各地方自治体が定める条例によることとされており、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成 16 年 4 月 2 日閣議決定、平成 20 年 4 月 25 日及び平成 21 年 9 月 1 日一部変更）において、いわゆる「過剰反応」が一部に見られることを踏まえ、条例の適切な解釈・運用が求められております。

この度、以下の資料を配布させていただきますので、各都道府県におかれましては、個人情報適切に共有されるよう御協力いただくとともに、以上の内容を区域内の市区町村へ周知していただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ・資料 1：人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方
- ・資料 2：関係省庁から発出されている通知

(本件問合せ先)
消費者庁消費者制度課
個人情報保護推進室
辻畑、佐小
電話：03 - 3507 - 9165
FAX：03 - 3507 - 9283

関係省庁から発出されている通知

1 厚生労働省

- 平成 24 年 2 月 23 日付け通知
社会・援護局長 → 各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長
「生活に困窮された方の把握のための関係部局・機関等との連絡・連携体制の強化の徹底について」
- 平成 24 年 2 月 27 日付け通知
社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
→ 各都道府県、指定都市、中核市の障害保健福祉主管部（局）長
「地域において支援を必要とする障害児・者の把握及び適切な支援のための関係部局・機関等との連携体制の強化の徹底について」
- 平成 24 年 3 月 2 日付け通知
社会・援護局地域福祉課長 → 社会福祉法人全国社会福祉協議会会長
雇用均等・児童家庭局育成環境課長、社会・援護局地域福祉課長
→ 全国民生委員児童委員連合会会長
「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」
- 平成 24 年 3 月 8 日付け通知
老健局振興課長 → 各都道府県介護保険主管部（局）
「地域包括支援センターにおける地域の高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」
- 平成 24 年 3 月 8 日付け通知
老健局振興課長 → 財団法人全国老人クラブ連合会会長
「地域において支援を必要とする高齢者等の把握及び適切な支援のための関係機関等との連携体制の強化の徹底について（依頼）」

2 経済産業省

- 平成 24 年 4 月 3 日付け通知
資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課長 → 各電力会社
資源エネルギー庁電力・ガス事業部ガス市場整備課長
→ 一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本コミュニティーガス協会
資源エネルギー庁長官官房総合政策課企画官（液化石油ガス産業担当）
→ 一般社団法人全国 LP ガス協会、全国農業協同組合連合会
「福祉部局との連携等に係る協力について」

人の生命・身体を保護するために個人情報を提供する際の基本的な考え方

1 個人情報取扱事業者からの情報提供について

個人情報保護法上、個人情報取扱事業者は、以下の場合には、あらかじめ本人の同意を得ずに個人データを第三者に提供できる。

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき（法第 23 条第 1 項第 2 号）

※ 「本人の同意を得ることが困難であるとき」とは、本人に同意を求めても同意しない場合だけでなく、本人の連絡先が不明又は連絡先の特定のための費用が極めて膨大、時間的余裕がない等の場合なども一般的には含まれる。いずれにしても、本号に該当するか否かは個別具体的な事例に則して総合的な利益衡量により判断されることになる。（園部逸夫編「個人情報保護法の解説《改訂版》」124 頁～125 頁参照）

⇒ この場合、個人情報保護法上、人の生命・身体を保護するために、個人情報取扱事業者から情報提供することは阻害されていない。

2 地方自治体からの情報提供について

地方自治体が保有している個人情報の取扱いについては、いわゆる「過剰反応」が一部で見られることを踏まえ、各地方自治体が定める個人情報保護条例の規定を適切に解釈・運用を行うことが望まれ、それにより、人の生命・身体を保護するために関係者間で個人情報を共有するよう努めていただきたい。

平成 24 年 4 月 9 日現在
南富良野町から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

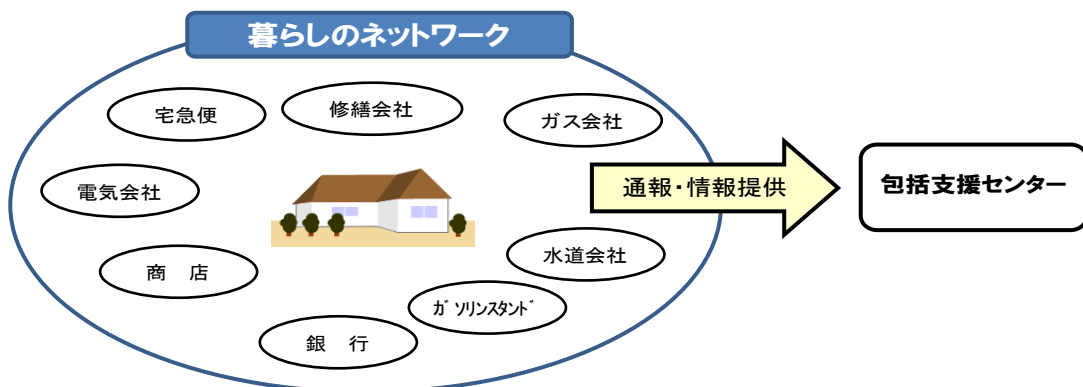
北海道南富良野町における「地域包括支援ネットワーク強化推進事業」
の主な取組み

1 南富良野町の概況（平成 24 年 2 月末日現在）

2 地域コーディネート推進事業

3 地域活動ネットワーク構築事業

「暮らしのネットワーク」の立ち上げ



4 ぷらっと会社の運営

“ ”

平成 24 年 4 月 10 日現在
秋田県湯沢市から聴取した
情報を基に厚生労働省で作成

秋田県湯沢市「安心生活創造事業」及び「地域包括ケア推進事業」の取組み

秋田県湯沢市の概要

人口：51,588 人、世帯数：18,269 人、高齢者数：16,337 人、高齢化率：31.7%
旧湯沢市・旧稲川町・旧雄勝町・旧皆瀬村の 1 市 2 町 1 村が、平成 17 年 3 月 22 日に合併。

1. 障害者地域自立支援協議会の考え方を基礎として、地域包括支援ネットワーク協議会を開催。高齢者、障がい者、子育て支援等、包括的に専門職が協議を行う。会議出席者を限定せず、困難事例等について包括的に関係者がケース検討を実施。
2. 「底引き網」方式で要援護者を把握（湯沢市資料より引用）。
 - ・ 定期的な訪問が必要と判断されるが訪問を受け入れない人（巡回訪問対象者と同様）
 - ・ 訪問員等による週 1 回以上の定期的な訪問を希望する人（安心感を得たい、何かのときのためにしっかりしたところにつながってほしい、話し相手ほしい人など）
 - ・ 「契約訪問」は希望しないが訪問員等による定期的な訪問が必要な人で、訪問を受け入れる人（消費者被害の対象になりやすい、身寄りが無く孤立している人など）をもれなく把握（湯沢市資料より引用）。
3. 市内を旧湯沢市 5 ゾーン、旧稲川町、旧雄勝町、旧皆瀬町 1 ゾーンの計 8 ゾーンに分け、各ゾーンにチーフを 1 名ずつ配置。エリアが明確になることにより、対象者把握体制を確立。地域ケア会議を開催。
4. 在宅介護支援センター職員（チーフ）が、担当しているエリアごとに対象者を把握。チーフに対してはチーフ会議を実施、訪問員には生活・介護支援

- サポーター養成研修を実施し（現在 45 名）、対象者把握意識の共有を図る。
5. 要援護者把握は、社協が実施していた災害時要援護者名簿（全市実施）を活用。平時にも活用できるように本人同意を得る。
 6. 民生委員・町内会等を中心とし作成した要支援者マップを通じて、対象者を把握する。
 7. 支援者（隣人、生活・介護支援サポーター、ヘルパー、民生委員等）が対象者への訪問（声かけ）を実施し、情報をチームへ連絡。問題が生じた場合は、ケア会議で解決を図る。
 8. 平成 21 年度から、抜け漏れない対象者把握・支援できる体制づくりを構築するため、市内の社会福祉法人の職員（7 名）からなる有識者会議を設置し、地域福祉について分析・提言を行っている。
 9. 地域の支援体制を構築するため、市民へ事業を PR する地域福祉セミナーを平成 21 年度から年 3 回、計 9 回開催。講師による講演と様々なテーマを設定したパネルディスカッション等を実施。

主なテーマ	パネリスト
①財源確保について	商工会関係者
②地域生活で求められるもの	市内在住の視覚・聴覚障害者、安心生活創造事業チーム
③実践報告&ロールプレイ	安心生活創造事業チーム、生活・介護支援サポーター

平成 24 年 4 月 9 日現在
行田市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

埼玉県行田市の「安心生活創造事業」による総合相談体制の整備と市内全自治会での要援護者マップ作り及び孤立死防止のための民間事業者等との地域安心ネットワーク会議開催の取組み

1 行田市の概況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

86,506	33,526
20,142	23.3

2 事業内容

(1) 概要

20 4

(2) 事業の実施状況

20 12

21 10

21 8 22 8 186

22 1

(3) 「ふれあい見守り活動」

(4) 「いきいき・元気サポート制度」

500
1 700
1

【いきいき・元気サポート制度実績（平成24年3月末現在）】

		216		81		135					
40	10	50	24	60	125	70	50	80		7	
		1,483									
		610		873							
	40		34	50	41	60	61	70	462	80	885
		1,616									

(5) 総合相談体制の充実

20 4

24 4

(6) 行田市地域安心ネットワーク

24 3 19

いきいき・元気サポート制度概要

◆目的

- ・共助の理念に基づき、高齢者や障がい者などの日常生活において支援を必要としている方に対し、サポーターとして登録された市民の方々が必要な援助を提供するサービス。この事業は市と社会福祉協議会が連携するほか市民を主体とした活動団体との連携により、地域の助け合い、支えあいのボランティア活動を推進することも目的として実施している。

◆対象者

- ・在宅において支援が必要な高齢者・障がい者・児童など

◆サポーター

- ・ボランティア活動に理解及び意欲のある20歳以上の方

◆利用金額

- ・30分350円
※サポーターは謝礼として1時間当たり500円分の商店共通商品券を受け取ることができる仕組み。

◆利用内容

- ・掃除、洗濯、買い物、調理、話し相手、電球交換、家の片付け、ゴミ出し、書類の作成、外出の付き添い etc...

◆制度の流れ

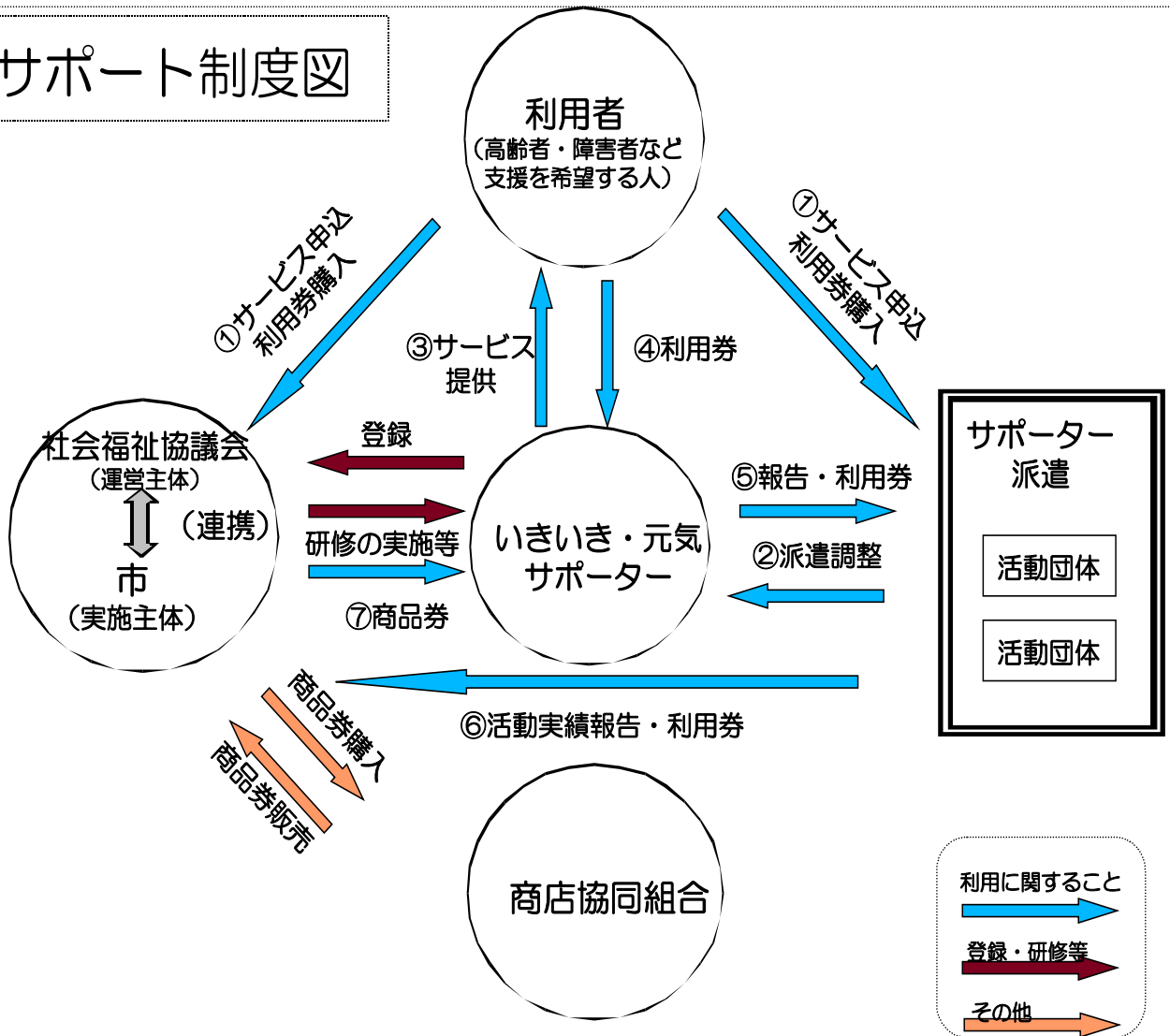
- ・①高齢者や障がい者など支援を希望する人は、社会福祉協議会または活動団体にサービス利用を申し込み、30分あたり350円の利用券を購入いただく。
- ・②活動団体が、希望するサービスの内容に応じて、市に登録されたサポーターの派遣調整を行う。
- ・③・④派遣が決まったサポーターはサービスを提供し、利用者から活動時間に応じた利用券を受け取る。
- ・⑤サービスを提供したサポーターは、活動団体に利用券を添付し実施報告を行う。
- ・⑥活動団体は、月毎にサポーターの実施報告書と利用券を社会福祉協議会に提出する。
※社会福祉協議会は、実施報告書に基づき、商店協同組合から行田商店共通商品券を（1枚500円）を購入します。
- ・⑦社会福祉協議会は、サポーターに対し活動した謝礼として、1時間当たり500円の実田商店共通商品券を渡す。
※行田商店共通商品券を受け取ったサポーターは、市内の商店で買い物ができます。

※350円（30分あたり）×2＝700円

700円－500円＝200円

200円は、社会福祉協議会及び活動団体の事務運営費・活動費の一部に充当。

サポート制度図



※活動団体は、特定非営利活動法人等の団体で、サポーター活動の派遣調整を行う。

※いきいき・元気サポーターは、活動団体を拠点に活動いただく。

※現在は、特定非営利活動法人さくらメイト及び社会福祉協議会が活動団体。

平成 24 年 4 月 9 日現在
大田原市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

栃木県大田原市・安心生活創造事業における
水道検診員や郵便配達員、新聞配達員等民間事業者
と連携した見守りの取組み

1 大田原市の概況（平成 24 年 3 月 1 日現在）

74,815	27,045
16,434	21.9

（モデル事業実施エリア・黒羽地区の概況）

4,288	1,378
1,180	27.4
434	

2 事業内容

（1）概要

（2）具体的な仕組み

（3）事業の主な実施状況

○

○

(4) 事業の成果

H22. 23 2, 855

(5) 個人情報の取り扱い

(6) その他（事業成果の普及）

H24 2 5

平成 24 年 4 月 19 日現在
千葉県市川市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

千葉県市川市と東京電力株式会社京葉支社との連携協定の事例

<概要>

4 18

24

<協定内容>

平成 24 年 4 月 9 日現在
横浜市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

神奈川県横浜市「安心生活創造事業」公田町団地 (UR 賃貸住宅) の見守り活動の取組み

1 横浜市の概況 (平成 22 年国勢調査)

3,688,773	1,583,889
736,216	20.0

(モデル事業実施エリア・公田町団地の概況)

1,895	1,100
680	35.9

2 事業内容

(1) 概要

39

(2) 事業の実施状況

20	10
21	9
22	3

(3) 他の関連事業

22	7
----	---

80

(4) 事業の成果

(5) 個人情報の取り扱い

平成 24 年 4 月 9 日現在
北九州市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

福岡県北九州市の「いのちをつなぐネットワーク事業」の取組み

1 北九州市の概況（平成 22 年国勢調査）

976,846	420,702
244,860	25.1

2 北九州市いのちをつなぐネットワークとは

3 「いのちをつなぐネットワーク事業」の推進体制の整備

4 地域福祉活動への支援

①

5 福祉所管局以外の部局との連携

6 「いのちをつなぐネットワーク推進会議」の開催

7 民間・NPO・ボランティアにおける協力

NPO	NPO NPO

平成 24 年 4 月 9 日現在
札幌市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

札幌市の孤立死事案に係る取組状況

1 事案の概要

24 1

12

2

42

40

23 11

24 1

2 市の対応策

(1) ライフライン関係事業所との連携

22

区保護課における面接時の注意喚起

(3) 生活保護相談を受けた世帯についての区保健福祉部内での情報共有

(4) 知的障がい者（療育手帳の交付を受けている方）への現況調査

(5) 障がい者相談支援事業所と区保健福祉部との情報共有の再確認

要介護者に対する見守り活動

65

(7) その他

平成 24 年 4 月 9 日現在
さいたま市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

さいたま市の孤立死事案に係る取組状況

1 事案の概要

24	2	3	60	60
30				

2 市の対応策

(1) 住民登録の必要性

(2) 水道局、電気・ガス事業者等との連絡・連携

なお、把握した異常を市福祉課に円滑に情報提供できるよう、既に、個人情報保護条例に抵触しない対応を協議中である。

(3) 地域住民相互のつながり

(4) 注意喚起文書の送付

(5) 住民登録の励行

平成 24 年 4 月 9 日現在
立川市から聴取した情報
を基に厚生労働省で作成

立川市の孤立死事案に係る取組状況

1 事案の概要

○ 24 2 45 4

2

2

2 市の対応策

(1) 同様の事例の有無とその対応

1

(2) 緊急連絡先の把握

(3) 一歩踏み込んだ対応

(4) 「同様の事例の有無とその対応」の継続

(5) 情報の共有化と継続的な点検、緊急事態対応のための体制づくり

24 12

(6) 地域の見守りシステムの再構築

(7) 立川児童相談所や東京都児童福祉審議会の検証結果の反映